

# 介護職員等によるたんの吸引等 Q & A（不特定多数の者を対象とする場合）

平成29年6月1日  
新潟県高齢福祉保健課

## I 制度全般について

	質問	回答
1	介護職員にたんの吸引や経管栄養を行わせたいと思いますが、何をすればよいですか。	<p>介護福祉士や介護職員等がたんの吸引や経管栄養を実施するには、次の（１）（２）の両方が必要です。</p> <p>（１）介護福祉士・介護職員等が喀痰吸引等研修等を修了しており、そのことを介護福祉士登録証や認定特定行為従事者認定証で確認できる。</p> <p>（２）施設（事業所）がたんの吸引や経管栄養を実施するための環境を整えており、県から事業者登録を受けている。</p> <p>施設の状況に合わせて、喀痰吸引等研修の受講や事業者登録などの手続きを行ってください。</p> <p>⇒介護職員等によるたんの吸引等に関する全体的な流れはこちら（下記のページの「3 事業者登録の流れ【参考例】（フロー図）」をご覧ください。）</p> <p><a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/kourei/1356867019654.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/kourei/1356867019654.html</a></p>
2	養成校などで「医療的ケア」を修了した介護福祉士が入職しました。施設で実地研修を実施してもよいですか。	<p>「医療的ケア」等を修了した介護福祉士に実地研修を実施する場合には、次のいずれかの方法を取ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録研修機関に喀痰吸引等研修の受講を申込み、登録研修機関の監督の下、実地研修を実施する。</li> </ul> <p>⇒登録研修機関の一覧はこちら</p> <p><a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/kourei/1356767535771.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/kourei/1356767535771.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県から登録喀痰吸引等事業者の登録を受け、施設（事業所）自ら実地研修を実施する。【※登録特定行為事業者の登録を受けていても、登録喀痰吸引等事業者の登録を受けていなければ実地研修を自ら行うことはできません。】</li> </ul> <p>⇒登録喀痰吸引等事業者についてはこちら</p> <p><a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/kourei/1356867019654.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/kourei/1356867019654.html</a></p>

# 介護職員等によるたんの吸引等 Q & A（不特定多数の者を対象とする場合）

平成29年6月1日  
新潟県高齢福祉保健課

## Ⅱ 介護福祉士への実地研修について

	質問	回答
1	登録喀痰吸引等事業者の登録を受けたいと考えていますが、介護福祉士への実地研修の方法がわかりません。独自のやり方で行ってもよいですか。	介護福祉士への実地研修は、厚生労働省の「喀痰吸引等研修実施要綱」に準じて行う必要があります。また、評価票等は県の通知で指定する様式を用いてください。  ⇒ 介護福祉士への実地研修についてはこちら <a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/kourei/1356867019654.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/kourei/1356867019654.html</a>
2	実地研修の「評価」は、医師や看護師であれば誰でも行えますか。	医師又は次の研修のいずれかを修了した看護職員が評価をしてください。 ・ 都道府県が実施した喀痰吸引等指導者講習 ・ 平成22年度から平成24年度に厚生労働省が実施した喀痰吸引等指導者講習等 ・ 医療的ケア教員講習会
3	実地研修の修了判定基準を教えてください。	厚生労働省の喀痰吸引等研修実施要綱に定める実施回数の実習を行った上で、次の基準を満たせば実地研修修了となります。 (a)最終的な累積成功率が70%以上 (b)最終3回の実習がすべて成功
4	実地研修を修了すれば、すぐにたん吸引等を行ってもいいですか。	【介護福祉士がたんの吸引等を行う場合】 介護福祉士登録証に実地研修が修了した行為が記載されていることが必要です。 ⇒記載されていない場合には、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに付記申請等を行ってください。  【介護職員等がたんの吸引等を行う場合】 認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けることが必要です。 ⇒交付を受けていない場合には、新潟県に交付申請を行ってください。  また、上記に加え、たん吸引等を行おうとする介護福祉士又は介護職員等が勤務する施設・事業所が事業者登録を終えている必要があります。
5	実地研修が終わりました。県への報告は必要ですか。	実地研修修了証の交付状況を年に1回県に報告する必要があります。詳細は、平成29年6月1日付け高齢第279号「介護福祉士への喀痰吸引等実地研修の評価審査及び県への修了報告について」を確認してください。

## 介護職員等によるたんの吸引等 Q & A（不特定多数の者を対象とする場合）

平成29年6月1日

新潟県高齢福祉保健課

### Ⅲ 指導者講習について

	質問	回答
1	新潟県の喀痰吸引等指導者講習はいつ開催されますか。	例年8月～9月頃に募集開始し、10～11月に開催しています。募集時には、県のホームページに情報を掲載します。

### Ⅳ 認定証の交付について

	質問	回答
1	認定証を紛失してしまったので再交付申請をしたいと思いますが、紛失前と氏名・住所が変わっています。この場合の手続きはどのようにしたらよいですか。	まず変更前の氏名・住所で様式8により再交付申請をする必要があります。その後様式7-1と7-2により書換交付申請をすることになります。申請する場合、様式8と7-1・7-2を同時に申請することが可能です。
2	H24年に経過措置で14時間の研修を修了し、経過措置対象者の認定証を交付されていました。その後登録研修機関により、第2号研修を修了しました。この場合様式7-2により書換交付申請をすればよいですか。	経過措置対象者が第1・2号研修を修了した場合、書換交付申請ではなく様式5-1により新規交付申請をする必要があります。